

○年次有給休暇の取得促進と「ノー残業デー」の設定について

(平成6年12月22日例規第47号)

[沿革] 平成7年12月例規第74号、21年11月第30号、26年2月第5号、29年3月第6号改正

現在、労働時間の短縮については、社会のすう勢となっており、本県警察においても、健康管理の観点を踏まえた活力に満ちあふれた魅力ある職場づくりと優秀な人材の確保を図るため、平成4年6月1日から、「年次休暇の取得促進と「ノー残業デー」の設定について（平成4年5月28日付け務第485号、警務部長通達）」により、勤務時間短縮方策を推進してきたところであるが、平成7年1月1日から、下記により実施することとしたので、十分に成果の上がるよう適切に運用されたい。

記

1 目的

効率的な業務処理の仕組みを確立して、総実労働時間の短縮を図り、もって職員の健康の保持、増進と日常業務における公務能率、勤務密度の向上を図ることを目的とする。

2 年次有給休暇の取得促進

年次有給休暇の取得促進については、これまでリフレッシュ休暇制度等により、その促進を図ってきたところであるが、他官庁等と比較しても、いまだ十分とはいえない状況にある。

そこで、職員の自発的申請を待つだけでは、年次有給休暇の取得が進まない現状にかんがみ、毎月の勤務計画策定時に、職員の年次有給休暇取得希望等を聴取し、それらに配意した業務計画に基づく勤務計画を策定し、計画的な年次有給休暇の取得促進に努めること。

また、年次有給休暇取得促進のための方策を工夫し、所属独自でとった施策のうち、他の所属にとっても参考となることと思われるものについては、警務課長を経由して、警務部長に報告すること。

3 「ノー残業デー」の設定

(1) 時間外勤務の削減を図るため、週1回、定時退庁日（以下「ノー残業デー」という。）を設けることとする。

(2) 各所属にあっては、毎週水曜日を「ノー残業デー」とし、定時退庁を励行すること。

ア 「ノー残業デー」は、緊急、特別の業務がない限り、定時退庁すること。

イ 庁（署）内放送を流す等により、「ノー残業デー」に対する職員の注意を喚起す

るとともに、来庁（署）者等の理解、協力を得ることができるよう努めること。

ウ 幹部職員は、率先して定時退庁するとともに、部下職員の定時退庁を促すこと。

(3) 職務上の都合等で、やむを得ず「ノー残業デー」に定時退庁することができなかつた職員については、翌勤務日を「ノー残業デー」とし、週1回の定時退庁日を確保すること。

4 推進上の配慮事項

(1) 業務の効率化と時間外勤務の削減

日常業務の進め方を効率的、合理的に改善し、密度の濃い業務運営に配慮するとともに、不要不急の時間外勤務の絶無を期すこと。

(2) 週休日の振替等の確実な実施

週休日に勤務を命じた場合は、捜査本部開設事件の発生等真にやむを得ない場合を除き、必ず、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を行い、実質的な休日数を確保すること。